

# 令和4年度愛知県包括外部監査結果報告書（要約）

包括外部監査人 弁護士 田口勤

**＜対象事件＞** 債権の管理回収について～未収金の解消に向けた取組の対象となりうる債権を中心に～

**＜選定理由＞** 県税の賦課徴収等に係る財務事務については、2016年度愛知県包括外部監査のテーマとされているため、県税全般を対象にすることは避けるものの、収入未済額の解消に向けた取組についてはその後の取組を含め、異なる視点で監査する意義があると考えた。一方、税外債権については、2021年7月12日施行の税外債権管理に係る基本方針により、収入未済額の解消に向けた全庁的な取組方針が示されたところである。その取組内容について統一的な視点から、適法性はもちろん、経済性、効率性、有効性（3E）の観点で監査する意義がある。また、債権回収を外部委託している点については、住民福祉の観点から見て、過酷な回収事務が行われていないかという観点をも併せて監査する意義があると考えた。そこで、債権の管理回収事務のなかでも、回収業務の外部委託やマニュアル作成、債権放棄、債務免除、不納欠損処分など収入未済額の解消に向けた取組を行っている債権、過去に収入未済額が発生したことのある債権、潜在的な収入未済額が存在しうる債権について監査することとした。

**＜指摘・意見＞** ※ 今回の監査では、法令や規則等に違反している事項、県が自ら定立したルールに違反している事項、著しく不当な事項等を【指摘】(23件)、規則違反ではないが、自治体運営の有効性・効率性・経済性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項を【意見】(94件)とし、本紙ではそのうち主なものについて記載した。

## 不納欠損処分済みの債権を債権放棄するなど整理するべきである【意見】

○ 不納欠損処分は、会計上の処理に過ぎず、翌年度に繰越調定しなかったとしても債権が消滅するものではない。債権が消滅していないという現状を突き詰めるならば、債権管理は永久に続けなければならない。しかし、不納欠損処分済みの債権を今後永久に管理し続けなければならない現在のあり方は、不経済である。不納欠損処分済みの債権について回収可能性を再点検し、無価値なものは議会に諮りその議決を経る等して債権放棄して整理するべきである。(39ページ参照)

## 債権管理条例を制定し債権のみなし消滅により債権管理を終了するべき【意見】

○ 県が債権を放棄するには、政令又は条例に特別の定めがない限り議会の議決が必要とされている。しかし、現状では該当する条例がなく、債権放棄には議会の議決が必要である。また、債務の免除には、地方自治法施行令第171条の7に定める要件を充足する必要がある、いずれも要件が厳格であり、免除の運用実績は僅かである。債権放棄の円滑化のためには、基準を策定して議会に諮りその議決を経て放棄し個々の債務者にその旨通知する方法のほか、債権管理条例を制定し、債権管理の効率化を図る方法が考えられる。(40ページ参照)

## 不納欠損処分する前に債権を（みなし）消滅させるべきである【意見】

○ 不納欠損処分後も債権管理に関連する書類を廃棄することなく保管し続けているだけでなく、債権そのものも管理していることは不合理かつ不経済であるが、不納欠損処分後も債権が残っていることが原因であり、不納欠損処分前に議会の議決又は債権管理条例により債権放棄し、同条例の債権のみなし消滅規定に基づき債権管理を終了する必要がある。(41ページ参照)

## 不納欠損処分の取扱いを県で統一するべきである【意見】

○ 私債権は、時効の援用がない限り債権は消滅しないため、時効期間の経過を不納欠損処分の基準とするか否か判断する必要がある。現状、所管する局によって時効期間を経過しただけで請求を免れる債務者がいる一方で、時効の援用をしないために将来にわたり請求が続く債務者もあり、公平性に欠け、平等原則にも違反する。不納欠損処分に関する統一的な基準が必要である。(42ページ参照)

## 免責許可決定を得た債務者からは原則として回収するべきではない【指摘】

○ 破産手続を経て免責許可決定を得た債務者から債権の回収を続けている（回収した）事案が複数存在した。純粋な任意の支払いを受け取っているに過ぎないのであれば、これを受け取ることに法的な問題はない。しかし、破産免責後の債務者は、保証人に請求して欲しくないため、自ら支払いを続けており、純粋な任意の支払いとは認められない。徴収緩和措置等について検討することなく保証人に請求する可能性を残したまま、免責許可決定を得た債務者から受領するようなことがあってはならない。また、直ちに完済できない破産免責後の債務者から、分納を受け付けてまでこれを受領して保証人への請求を怠るべきではない。(43ページ参照)

## 保証人に対する請求を想定していない債権は保証人を求めるべきでない【意見】

○ 債権について保証人が保証しているのに、保証債務履行請求権を行使していない債権が極めて多数見受けられた。地方自治法第240条第2項、同施行令第171条の2は、非強制徴収公債権と私債権のうち保証人の保証がある債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証債務履行請求権の行使を必要としており、その例外は徴収緩和措置等のみである。保証人に対して請求することを想定していないのであれば、そもそも契約締結段階で保証人を要求するべきではない。(44ページ参照)

## 保証人に請求しない特別な事情を検討し検討結果を文書化する必要がある【指摘】

○ 地方自治法施行令第171条の2第1号は、保証人の保証がある債権について督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、保証人に対して履行の請求をしなければならないと規定している。例外は、同施行令第171条の5の徴収停止措置をとる場合、第171条の6の規定により履行期限を延長する特約又は処分をする場

合、その他特別な事情があると認める場合（徴収緩和措置等）である。その検討を意識的に行い、文書化して、所管課内で決裁のうえ共有するべきである。そのような検討を行い、検討結果を文書化しないまま保証人に対する請求をしていない現状は、同施行令第171条の2に違反しているといわざるを得ない。(45ページ参照)

## 収入未済解消のための手段のひとつとして法的手続を検討するべきである【指摘】

○ 非強制徴収公債権及び私債権については、督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、一定の場合を除き訴訟の提起、強制執行の申立て等をしなければならないとされており、例外は徴収緩和措置等のみである。訴訟の提起、強制執行の申立て等を一切検討したことがないとすれば、地方自治法第240条第2項、同施行令第171条の2に違反していると言わざるを得ない。全部又は一部の債権について法的手続を検討していない局は、法的手続を視野に入れた検討をするべきである。(48ページ参照)

## 専決事項を追加し法的手続の円滑化を図る必要がある【意見】

○ 訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することについては議会の議決を必要としている。また、支払督促の申立ては「訴えの提起」に該当しないとしても、相手方が督促異議を申し立てると、支払督促の申立時に訴えの提起があったものとみなされることから、適法な督促異議の申立てがなされた段階で議会の議決が必要と解されている。しかし、軽易な事項について、訴えの提起であるからといって全ての案件で議会の議決を必要とするのは効率的ではない。専決処分することができる事項を追加するのが望ましい。(50ページ参照)

## 分割納付の法的な意義を自覚して事務処理にあたるべきである【意見】

○ 多くの局において、非強制徴収公債権及び私債権の分割納付を受け付ける対応をしていた。債務者からの分納誓約書を単に受け付けただけで履行期限を延長する「特約」又は「処分」をしていない場合（分納誓約）、延滞金や遅延損害金の発生が止む法律効果は生じていない。履行延期等をされたかどうかは確定的ではなく、県の事情で扱いを変更した場合、履行延期等をされたと主張する債務者との間で紛争となり兼ねず、全体として不安定である。また、債務免除の規定が適用される余地もない。(53ページ参照)

## 分納誓約書を受け付けた以上は履行延期の特約又は処分を検討するべき【意見】

○ 分割納付の根拠を地方自治法施行令第171条の6の履行延期等として取り扱えば、履行延期等から納期限までの「遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権」は徴収しないことができるほか、当初の履行期限から10年を経過してもなお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及び損害賠償金等を免除することができる。分納誓約書を受け付けた場合は履行延期等をする要件を検討し、要件を充足する場合は積極的に特約又は処分することで、債務者の法的地位を安定させる必要がある。(54ページ参照)

## 生活困窮者には徴収緩和措置や債権放棄・免除し生活再建を優先すべき【意見】

○ 生活保護受給者から債権を回収することは、生活保護受給者の生活の維持のためにやむを得ない費用を支出するものともいえないから、生活保護受給者の分割弁済は、生活保護費が「最低限度の生活」を保障するためのものであるとの趣旨に反し、これを県が受領することは住民の福祉の増進に努めるべき県の存在意義にも抵触し兼ねない。よって、生活保護受給者やこれに準ずる生活困窮等の状況にある債務者に対しては、徴収緩和措置をまず検討し、地方自治法施行令第171条の7の要件を充足する場合は債務免除、債権管理条例の要件を充足する場合は債権放棄等を検討し、生活保護受給者や生活困窮者の生活再建をはかるべきである。(54ページ参照)

## 履行期限から10年を経過した債権は債権放棄等を積極的に検討されたい【意見】

○ 履行延期等を行っていない債権は、債務免除の要件を充たしていても債務免除できないが、当初の履行期限から10年を経過しても、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を債権放棄等し、債務者の生活再建を優先するべきである。実質的に債務免除の要件を充足している債権で、履行延期等を行っていないものは、債権放棄等を積極的に検討されたい。(56ページ参照)